仕　　様　　書

行財政局総務部庁舎管理課

（担当　多田羅、竹ノ内　075-222-3046）

件　　名	京都市かもがわ庁舎建築設備等保守管理業務委託
契 約 期 間	令和８年１２月１４日　～　令和９年３月３１日
契 約 条 件	別紙のとおり

注　本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

京都市かもがわ庁舎建築設備等保守管理業務委託仕様書

京都市行財政局総務部庁舎管理課

仕様書

第１章　総則事項

第１　趣旨

この仕様書は、京都市かもがわ庁舎建築設備等保守管理業務委託の委託契約書に基づく仕様書である。

第２　用語の定義

１　この仕様書において使用する用語は、委託契約書において使用する用語の例による。

２　委託契約書及びこの仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

（１）庁舎　京都市役所及び京都市行財政局総務部庁舎管理課の管理に属する建築物等をいう。

（２）点検　測定器具の使用又は目視等により建築設備等の機能状態及び損耗の程度を調査、記録し、その良否を判断することをいう。

（３）保守　消耗的部品及び材料の取替え、注油等の耐久性の確保を図るための措置をいう。

（４）修繕　建築設備等の損耗及び破損を回復させる措置をいう。

（５）修理　修繕のうち軽微なものをいう。

（６）清掃　塵埃及び汚れの除去をいう。

（７）監督職員　京都市契約事務規則第 39 条に規定する職員をいい、この契約においては、京都市行財政局総務部庁舎管理課に所属する職員の他、当該課長の指定する職員を含むものとする。

（８）検査員　京都市契約事務規則第 46 条に規定する職員をいい、この契約においては京都市行財政局総務部庁舎管理課長をいう。

第３　委託する事項

京都市（以下、甲という。）は、受託人（以下、乙という。）に対し、建築設備保守管理業務等について、次の事項を委託する。（詳細は第２章第７業務内容による。）

１　定期点検等及び保守業務に関すること。

２　運転・監視及び日常点検・保守業務に関すること。

３　修繕、修理に関すること。（ただし、建具等に関するものを除く。）

４　軽微な設備工事に関すること。

５　建築設備等の専用設置室及び専用設置部分の清掃に関すること。（警備室、前室、機械室、受水槽室等）

６　事故その他の異常時における応急措置に関すること。

７　災害その他の非常時における応急措置に関すること。

８　環境維持管理業務に関すること。

９　受変電設備の定期点検・保守業務に関すること。

10　遠隔監視業務に関すること。

11　各種法定点検等管理業務に関すること。

12　元木戸邸（明治記念館及び達磨堂）の案内業務に関すること。

第４　委託する建築設備等

１　委託する建築設備等は、次の各号に掲げるものとする。

（１）建築物一式

（２）電気設備（受変電設備・自動制御機器・弱電設備類を含む。）

（３）空調設備

（４）衛生設備

（５）消防設備

２　庁舎の概要は、（別表１）による。

３　設備等は、（別表２）による。

第５　実施方法

１　乙は、第３及び第４に規定する事項を、この仕様書及び建築保全業務共通仕様書令和５年版（以下「共通仕様書」という。）、各関係法令、京都市条例等（京都市自家用電気工作物保安規程を含む。以下同じ）に基づき、誠実に行わなければならない。

２　乙は、前項の業務の処理に関し、次の各号により実施しなければならない。

（１）次のア、イ及びウのいずれにも該当することにより、乙の雇用する従事者の労働力を自ら直接利用するものである。

ア　次のいずれにも該当することにより、業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものである。

（ア）従事者に対する業務の遂行方法に関する指示、その他の管理を自ら行う。

（イ）従事者の業務の遂行に関する評価等に係る指示、その他の管理を自ら行う。

イ　次のいずれにも該当することにより、労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行う。

（ア）従事者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理を自ら行う。

（イ）従事者の労働時間を延長する場合又は従事者を休日に労働させる場合における指示その他の管理を自ら行う。

ウ　次のいずれにも該当することにより、企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものである。

（ア）従事者の服務上の規律に関する事項についての指示、その他の管理を自ら行う。

（イ）従事者の配置等の決定及び変更を自ら行う。

（２）次のア、イ及びウのいずれにも該当することにより、委託契約により請負った業務を自己の業務として、甲から独立して処理するものである。

ア　業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、支払う。

イ　業務の処理について、民法、商法、その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負う。

ウ　自ら行う企画、又は自己の有する専門的な技術、若しくは経験に基づいて業務を処理するものであって、単に肉体的な労働力を提供するものではない。

第６　委託料

委託料は、当該期間の業務完了後、乙からの適正な請求書を受領した日から３０日以内に支払うものとする。

第２章　細目事項

第１　一般事項

１　乙は、業務の実施に先だち建築設備等の現況及び仕様書に基づく業務内容を業務従事者に周知徹底する。

２　乙は、仕様書に明記のない場合又は疑いを生じた場合は、監督職員と協議する。

３　乙は、仕様書による業務が困難又は不都合な場合、監督職員と協議する。

４　乙は、業務の実施に必要な関係官公署及び使用エネルギーの供給機関への手続を速やかに行う。

５　乙は、業務の実施に伴い発生する廃材、ごみ、廃油その他の発生材を全て構外に搬出し、関係法令に従い適切に処理する。

６　乙は、別契約の関係業務について、監督職員の指示により当該関係者と協力し業務の円滑な進ちょくを図る。なお必要が生じた場合又は監督職員が指示した場合は立会い等を行う。

第２　技術者

１　乙は、業務の実施に必要な技術者を必要人数配置する。ただし、開庁日（土曜日、日曜日、祝日及び国民の休日、年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除く日）の午前９時３０分から午後５時００分まで１名以上を常駐させること。

※当該人員は第７項２及び１２に記載の業務を兼ねることができる。

※「国民の祝日に関する法律」等の改正により、開庁日数に変更の可能性がある。

２　乙が本施設に常駐配置する技術者（以下「保守常駐技術者」という。）は、業務内容を誠実かつ丁寧に実行し、本施設の運営に支障をきたさないよう機能維持等が良好に行える人員とする。

３　乙は、保守常駐技術者の全てに次の各号に掲げる資格又は要件を一以上具備させること。

ア　建築物環境衛生管理技術者

イ　電気工事士（第１種又は第２種）を具備し、低圧電気取扱業務に係る特別教育を受講終了している者

ウ　ビル管理業務に関して３年以上の実務経験を有している者

４　乙は、甲に対して、保守常駐技術者の氏名、経歴等を文書で通知する。

５　乙は、保守常駐技術者について、労働安全衛生法に規定する安全教育等を履修させ

る。

6　消防設備、空調設備にかかる法定点検等の専門資格（消防設備士、冷媒フロン類取扱技術者）については、乙に所属する技術者、または乙の手配する専門業者によって確実にその機能を担保・履行できる体制を敷くこと。

第３　業務管理

1　業務現場における業務の安全衛生に関する管理は、保守常駐技術者が責任者となり関係法令に従ってこれを行う。

2　乙は、業務現場における業務委託に関し、整理整頓を行い、必要に応じて保安設備を設ける等の措置を講じ事故の防止に努める。

3　乙は、業務の実施に伴う災害及び公害の防止について関係法令に従い適切に処置する。

4　乙は、業務の実施により、機器等で汚染又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行う。

5　乙は、業務の完了及び部分完了の際は、当該業務に関連する部分の後片付けを行う。

第４　日程表等

1　乙は、業務の着手に先だち、年間業務日程表及び月間業務日程表を作成し、監督職員に報告する。

2　乙は、業務日程表に変更の必要が生じた場合は、速やかに変更業務日程表を作成し、監督職員に報告する。

第５　備品、消耗品等の負担区分

1　次の各号は甲の負担とする。

（1）修理、軽微な設備工事に必要な設備部品・材料

（2）電話機及び電話配線等

2　次の各号は乙の負担とする。

（1）点検機材

（2）測定器具

（3）工具類

（4）電話使用料

（5）本契約に掲げる点検、保守の実施に伴う消耗品的部品、材料及び薬品（ヒューズ、

機器表示用ランプ、パッキン、フィルター等）

（６）遠隔監視に要する費用（取付、取外等すべての経費を含む。）

（７）筆記具等の事務用品

（８）その他、本契約に伴う費用

第６　機器及び材料

１　乙は、業務の実施に際し使用する測定用計器について、製造業者名、精度その他必要な事項を確認する。

２　乙は、業務の実施に必要な安全作業用具及び工具について、関係法令に基づくものを使用する。

第７　業務内容

１　一般保全業務は、次の各号による。

（１）運転計画書を作成する。

（２）異常時及び非常時における管理マニュアルを作成する。

（３）電力、ガス、水の使用量を記録し、分析する。

（４）日常点検、保守業務工程表を作成する。

（５）予備品、消耗品等の需給計画を作成し、納品検査及び在庫管理を行う。

（６）出納などを記載した機器及び修繕などの記録を作成する。

（７）運転、点検、補修、修理及び修繕などの記録を作成する。

（８）関係図面及び図書類を収集、整備し、保管する。

（９）定期点検、保守業務、修繕工事等について打合せを行い、実施に立会う。

(10) 建築設備等の専用設置室及び専用設置部分の清掃を定期的に行う。

(11) 関係官公署及び使用エネルギーの供給機関が行う検査、計量、調査等に立会う。

(12) 運転監視及び日常点検・保守により発見した故障個所及び不良個所を報告する。

(13) 電力メーター、水道メーター、ガスメーターを月１回以上記録する。（各メーター値の写真撮影含む）

(14) 各設備の対象業務は以下のとおりとする。

①　電気設備

ア　照度の維持（器具の小修理、ソケット・コンセント・スイッチ・蛍光灯管・電球等の取替、器具等の清掃）

イ　別表１の設備の保守点検及び小修理

ウ　その他の小修理

②　空調設備（換気を含む。）　［別表２］

ア　エアコンの切替、点検調整（冷暖房に入る前及び終了時）

イ　屋外機器の清掃及び防錆処理

ウ　エアコンの保守点検、フィルター洗浄（冷暖房に入る前及び終了時）

エ　換気扇等の保守点検及び清掃

オ　その他の小修理

③　給排水衛生設備

ア　給排水設備点検（加圧給水ユニット、受水槽、汚水ポンプ、制御機器）
契約期間に１回以上

イ　パッキンの取替（バルブ、カラン等）

ウ　便所金物及び詰まりの小修理及び調整

エ　その他の小修理

④　建物設備

ア　自動扉開閉装置の点検・調整

イ　各ドアストッパーのチェック点検・調整

ウ　その他の小修理

(15) その他必要に応じ監督職員が指示する場合は立会いを行う。

２　運転監視立会業務は、次の各号による。

（１）駐在の時間は開庁日の午前９時３０分から午後５時００分までとする。ただし、天災、事故等による緊急性があった場合は、監督職員の指示により、駐在時間の延長を行う。

（２）機器の運転等については、必要に応じた回数とし、計測、記録については、特記無き場合を除いて１日１回とする。

（３）冷暖房期間中については、各種空調機器の設定温度が正常な数値で稼働していることを午前及び午後に１回ずつ確認する。

（４）電気設備の運転監視は、次のア～セによる。

ア　運転開始前の機器、装置類の各部に支障のないことを確認する。

イ　機器、装置の運転、操作を行う。

ウ　機器、装置の運転状態を確認し、計測し、記録する。

エ　運転終了後は、機器、装置類の異常の有無を点検し、適切な処置をする。

オ　防災設備の監視を行う。

カ　関連官公庁及び会社との業務上の連絡に当たり、適切な処置をする。

キ　電力の管理を行う。

ク　最大電力の制御を行う。

ケ　電源電圧の変動を確認し、必要があればタップの切替えを行う。

コ　力率改善について検討し、適切な処置をする。

サ　不平衡電力を検討し、必要があれば適切な処置をする。

シ　変圧器等の台数制御等の必要性、実施の方法を検討し、適切な処置をする。

（５）給排水点検業務を行う。

（６）必要に応じて昇降機の稼働及び停止作業を行う。

（７）その他必要に応じ監督職員が指示する場合は立会いを行う。

３　日常点検、定期点検、保守業務は、次の各号による。

（１）（別表１）、（別表２）の建築設備等について、共通仕様書及び（別表３）に基づき行うほか、建築設備等の保全に必要な点検及び保守を行う。

（２）点検は、脚立等の踏み台を使用する。ただし、高所部分で脚立等が届かない場所については、双眼鏡等を使用して行う。

（３）執務室への入室を伴う点検業務等（フィルター点検・清掃、パッケージエアコン簡易点検、貯水槽清掃等）の実施日は監督職員の指示する日時（土日祝日等）とし、監督職員の立会いを受けて行う。

（４）天井裏等の隠蔽部分は、点検口等から目視できる範囲を点検する。

（５）鍵、開閉器、スイッチ等を確認し、安全に作業を行う。

（６）電気関係機器の点検で金属部分に触れる場合は、事前に充電又は帯電していないことを確認する。

４　定期点検、運転監視及び日常点検の保守の範囲は次のとおりとする。

（１）汚れ、詰まり、付着物等がある部品又は点検部の清掃

（２）取付け不良、作業不良、ずれ等がある場合の調整

（３）ボルト、ねじ等で緩みがある場合の増締め

（４）次に示す消耗部品の交換及び補充

ア　潤滑油、グリス、充填油等

イ　ランプ類、ヒューズ類

ウ　パッキン、Ｏリング類

エ　薬品等の補充

オ　フィルター類

（５）接触部分、回転部分等への注油
（６）軽微な損傷がある部分の補修
（７）塗料、その他の部品補修（タッチペイント）、その他これらに類する作業
（８）保守で生じた発生材の分別及び指示された場所での保管

５　修繕、修理については、次の各号による。
（１）（別表１）、（別表２）の建築設備等について、前項の日常点検、定期点検、保守業務で異常等を発見した場合は、直ちに修繕を行う。
（２）（別表１）、（別表２）の建築設備等について簡易に修繕できない場合は、受注者は修繕に係る見積書を速やかに発注者に提出するものとする。
（３）乙は、天災（台風等）、事故等の緊急時には体制を整備し、誠実に対応する。

６　庁舎の電気設備工事については、機器、器具の取付け、取替え及び電気配線の付替え等の軽微なものとする。

７　電気設備等の専用設置室及び専用設置部分の清掃については、電気掃除機具等を使用し清掃する。なお、回数は月１回以上行うものとし、月間業務日程表の中に記載する。

８　事故その他の異常時は、適切な応急処置を講ずるものとし、措置した内容を監督職員に報告する。

なお、閉庁日及び夜間における応急処置については、安全面を考慮し、複数人で対応することとする。ただし、軽微なものを除く。

９　災害その他の非常時における応急措置は、次の各号による。
（１）京都市が組織する自衛消防組織へ参加するとともに、本市が主催する防災訓練、緊急時対応訓練等に参加する。
（２）火災を発見したとき、又は火災の通報を受けたときは、初期消火に当たる。
（３）その他、適切な処置を講ずるものとし、その旨を監督職員に報告する。

１０　空気環境測定業務は、次の各号による。
（１）共通仕様書及び関係法令に基づき測定する。
（２）測定結果報告書を監督職員に提出する。
（３）測定回数は契約期間内に１回以上とする。
（４）測定場所は監督職員が指示する８箇所程度とする。

１１　上記の各種業務及び法定点検等管理業務は、官公法、建築基準法、エネルギーの使用の合理化に関する法律、フロン排出抑制法に基づく点検（定期点検及び簡易点検、点検対象機器は（別表４）参照）、消防法その他各種法令に基づく点検、記録、報告

及び各種官公庁検査の準備、立会い、提出書類の作成・届出を行い、監督職員に提出する。

１２　元木戸邸（明治記念館及び達磨堂）案内業務は次の各号による。

（１）　駐在の時間は開庁日の午前９時３０分から午後５時００分までとする。

（２）　見学情報

・見学時間　午前１０時～午後４時３０分（平日のみ、最終入館・午後４時）

・見学申込　直接来訪または電話にて受付

（３）　見学対応は（別紙１）による。

（４）　見学実績（日時、見学人数、見学対象）を記録し、１か月ごとに報告書を提出すること。

１３　日常点検、定期点検、保守業務とは別に（別表５）「自主点検票」を用いて、年１回、建築物等の各部位及び設備について、目視による点検を実施し、報告書を提出すること。

第８　行事等への参加

業務実施施設において開催される研修等の行事等への立会いが必要となった場合には、参加すること。

第９　業務の報告

１　業務実施終了にあたっては、記録した内容を整理し、監督職員に提出すること。

２　記録、報告文書は、１週間ごと及び１か月毎に提出すること。なお、年度末には、年間資料を作成するものとする。

３　報告様式は、本市が別に定めるものを使用すること。

第１０　検査

１　乙は、委託業務が最終完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。

２　前項の規定により難しい場合は、検査員の指示により、中間検査とすることができる。

第１１　業務の引継

１　乙は、監督職員の監督下において、前任受託人から責任をもって各業務の引継を受けること。また、引継にあたっては、前任受託人と調整し、出席者・日程の承認を得

ること。

２　乙は、監督職員の監督下において、次年度の業務に支障が出ることがないよう責任をもって後任受託人へ業務を引き継ぐこと。

第１２　その他

当該庁舎は、京都市役所独自の環境マネジメントシステム「ＫＹＯＭＳ（キョウムス)」による取組みを行っているため、これに関する環境保全活動及び省エネ対策への取組みに協力する。

（別表１）

住所　京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町 284 番地

庁舎概要

庁舎区分	構　　造	規　　模	敷地面積	建築延面積	備考
京都市 かもがわ庁舎	鉄筋コンクリート造	地上 3 階 地下 1 階	約 1451 ㎡	約 1674 ㎡	

設備一覧（かもがわ）（建築）　　別表2

機器名称	型式・仕様	メーカー等	設置場所			設置台数
			庁舎名	階	室名	
1　自動ドア						
玄関外・玄関内	W=3400,H=2320	寺岡オートドア株式会社	かもがわ庁舎	1	風除室	2
庭園出入口	W=2450,H=2530	NABCO	かもがわ庁舎	1	EVホール	1
2　防火防煙シャッター						
	W=1800,H=2130		かもがわ庁舎	1	階段室	1
	W=2950,H=2200		かもがわ庁舎	2	階段室	1
3　防火戸						
	W=1350,H=2280		かもがわ庁舎	B1	階段室	1
	W=1400,H=2200		かもがわ庁舎	2	階段室	1
	W=1400,H=2300		かもがわ庁舎	3	階段室	1

設備一覧（かもがわ）（電気）

機器名称	型式・仕様	メーカー	設置場所			設置台数
			庁舎名	階	室名	
【受変電設備】						
高圧気中負荷開閉器	7.2kv 300A 方向性 LA内蔵 ステンレス製	(株)戸上電機製作所	かもがわ庁舎	屋外	引込柱	1
高圧受電盤	屋内自立開放形配電盤	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	1
低圧電灯配電盤	屋内自立開放形配電盤	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	1
低圧動力配電盤	屋内自立開放形配電盤	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	1
変圧器	油入単相 150KVA 2026トップランナー 防振ゴム付	株式会社東芝	かもがわ庁舎	B1	電気室	1
変圧器	油入三相 100KVA 2026トップランナー 防振ゴム付	株式会社東芝	かもがわ庁舎	B1	電気室	1
油入高圧進相コンデンサー	PET-FK4 (19.1kvar L=6%)	日新電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	1
油入直列リアクトル	HM-LN3-B (1.15kvar L=6%)	日新電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	1
PAS-SOG制御装置	LTR-R-DF 方向性	(株)戸上電機製作所	かもがわ庁舎	B1	電気室	1
高圧真空遮断器	VF-13RH-D (7.2KV 12.5KA 600A)	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	1
計器用変流器	CW-40LM (1000/5A)	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	2
計器用変流器	CW-15LM (400/5A)	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	2
過電流継電器	MOC-A3V-R （電圧引外し INST付）	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	1
漏電継電器	AGD-NY5 BZ内蔵 (50-100-200-400-800mA)	オムロン株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	2
零相変流器	OTG-LA30 (AC600V100A 30φ)	オムロン株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	2
電流計	LS-110NAAB (0-50A /5A)	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	1
電圧計	LS-110NAVB (0-9000V 6600/110V)	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	1
電力計	LP-110NWB (0-600KW 6600/110V/5A)	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	1
力率計	LP-110NPFUB (LEAD0.5-1-LAG0.5)	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	1
断路器	DV-3 (7.2KV 400A 3極単投 相間・側面バリア付)	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	1
計器用変圧器	PD-100HF (6600/110V 100VAヒューズ付)	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	2
計器用変流器	CD-25ANB (6.9KV 50/5A 12.5KA/0.125sec)	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	2
高圧カットアウトスイッチ	7.2KV 30A PC-6 限流ヒューズ10A(QC-1)付	エナジーサポート株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	3
高圧カットアウトスイッチ	7.2KV 30A PC-6 タイムラグヒューズ10A(FLO-S)付	エナジーサポート株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	3
高圧カットアウトスイッチ	7.2KV 30A PC-6 タイムラグヒューズ30A(FLO-S)付	エナジーサポート株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	2
【動力盤】						
動力分電盤	MB－1 既設盤改造 自立型	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	機械室	1
動力分電盤	1M－1 空調室外機盤 壁掛型	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	屋外	室外機置場	1
【電灯盤】						
電灯分電盤	BL－1 既設盤内機取替 壁掛型	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	廊下	1
電灯分電盤	BL－2 壁掛型	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	倉庫B101	1
電灯分電盤	1L－1 自立型2面体	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	1	EPS	1
電灯分電盤	1L－2 執務室専用盤 (101,102,103) 壁掛型上下ダクト付	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	1	執務室101	1
電灯分電盤	2L－1 自立型1面体	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	2	EPS	1
電灯分電盤	2L－2 執務室専用盤 (201) 壁掛型上下ダクト付	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	2	執務室201	1
電灯分電盤	2L－3 執務室専用盤 (203,204) 壁掛型上下ダクト付	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	2	執務室203	1
電灯分電盤	3L－1 自立型1面体	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	3	EPS	1
電灯分電盤	3L－2 執務室専用盤 (301) 壁掛型上下ダクト付	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	3	執務室301	1
電灯分電盤	3L－3 執務室専用盤 (303) 壁掛型上下ダクト付	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	3	執務室303	1
【接地端子盤】						
接地端子盤	TB－CT－1A PAS専用 壁掛型	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	屋外	引込柱	1
【端子盤】						
端子盤	1T－1 壁掛型	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	1	EPS	1
端子盤	2T－1 壁掛型	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	2	EPS	1
端子盤	3T－1 壁掛型	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	3	EPS	1

機器名称	型式・仕様	メーカー	設置場所			設置台数
			庁舎名	階	室名	
【総合盤】						
機器収納総合盤	自立型2面体　警報盤10L収納	名神電機株式会社	かもがわ庁舎	1	警備室	1
【照明器具】						
T230 iD3200iスタイル昼白色	XFX230NENLE9	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	各階	各室	5
T430 iD3200iスタイル昼白色	XFX430NENLE9	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	各階	各室	9
T448 iD5200iスタイル昼白色	XFX450NENLE9	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	各階	各室	13
T465 iD6900iスタイル昼白色	XFX460NENLE9	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	各階	各室	54
T430P iD3200iスタイル昼白色	XFX430NENLE9	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	B1	倉庫B104	1
同上パイプ吊具ワン型500L	XFP500WW	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	B1	倉庫B104	1
T448P iD5200iスタイル昼白色	XFX450NENLE9	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	B1	機械室	11
同上用パイプ吊具ワン型750L	XFP750WW	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	B1	機械室	8
同上用パイプ吊具ワン型1000L	XFP101WW	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	B1	機械室	2
D08 DL100形Φ150拡散	XND1069WNLE9	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	各階	各室	17
D13 DL150形Φ150拡散	XND1569WNLE9	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	各階	各室	20
同上用リニューアルプレート	NNN80006K	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	1	風除室	4
D27 DL100形Φ100拡散	XND1039WN	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	各階	各室	58
D32 DL150形Φ100拡散	XND1539WN	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	各階	各室	18
D33 DL350形Φ150拡散	XND3569SNLJ9	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	1	多機能トイレ	1
D32WP 軒下DL150形Φ150拡散	XNW1563WNLE9	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	1	ポーチ	4
同上用リニューアルプレート	NNK00002W	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	1	ポーチ	4
M201 LEDブラケット直管20形	LGB85032	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	各階	各室	15
K201 LEDキッチンライト	LGB52095	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	各階	各室	3
BR206WP ウォール防雨防湿LED20形	NNFW21803K	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	3	ルーフバルコニー	1
BR301WP LEDブラケットFCL30	XLGE8111	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	屋外	階段室	4
BR100WP 導光板ブラケット電球色	YYY44754	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	屋外	外壁	1
C301WP LEDシーリング丸管30形電球	LGW51706B	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	B1	ドライエリア	3
SP100WP LEDスポットライト150形	LGW40114	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	屋外	外壁	2
Z1 LED非常灯専用型小空間Φ100	NNFB90605K	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	各階	各室	7
Z2 LED非常灯専用型低天Φ100	NNFB91605C	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	各階	各室	4
Z3 LED非常灯専用型中天Φ100	NNFB93605C	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	各階	各室	11
Z4 LED非常灯専用型低天直付	NNFB91005C	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	各階	各室	3
Z5 LED非常灯専用型中天直付	NNFB93005C	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	各階	各室	11
Z6 iD非常灯5200lm	XDL451NGNLE9	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	1
Y1 階段灯40形低光束30分	NNCF42135J	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	各階	階段室	6
Y2 階段灯20形高光束30分	NNCF22135J	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	B1	階段室	1
X1 LED誘導灯C級片面直付	FA10312C+FK10300	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	各階	各室	7
W1 LED赤色灯電池内蔵型	NNF20247Z	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	3	バルコニー	1
誘導標識 α ―FLASHSNシリーズ	SN805	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	各階	廊下	5
BR32WP LED防犯灯10VA	NNY20354	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	屋外	門扉	1
LP60WP ローポール庭園灯	YYY81584	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	屋外	庭園	2
HP200WP LEDモールライト250形	XYG2402R	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	屋外	門扉	1
同上用ジョイントユニット	FEQ68-15A	古河電工株式会社	かもがわ庁舎	屋外	門扉	1
【太陽光発電設備】						
エコガイド	総合盤組込	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	1	警備室	1
センサーアダプター		三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	1	EPS	1
パワーコンディショナー		三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	1	EPS	1
接続箱		三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	R	屋上	1
太陽光電池モジュール	134W	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	R	屋上	42
【構内情報通信網設備】						

機器名称	型式・仕様	メーカー	設置場所			設置台数
			庁舎名	階	室名	
情報ラック	19インチ　ハーフラック	日東工業株式会社	かもがわ庁舎	3	執務室301	1
【誘導支援設備】 インターホン設備						
インターホン親機	5型液晶モニター　VL-ME50K	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	1	警備室 執務室101	2
カメラ付玄関子機	VL-V530L	パナソニック株式会社	かもがわ庁舎	1	門扉・廊下	2
【誘導支援設備】 トイレ呼出し設備						
呼出表示機	CBN-1C　1窓　　総合盤組込	アイホン株式会社	かもがわ庁舎	1	警備室	1
ブザー付廊下灯	NR-BZLB27	アイホン株式会社	かもがわ庁舎	1	廊下	1
復旧ボタン	NBR-2A-C	アイホン株式会社	かもがわ庁舎	1	廊下	1
呼出ボタン	NBR-7HWA-TC110　引きひも付き	アイホン株式会社	かもがわ庁舎	1	多機能トイレ	1
【テレビ共同受信設備】						
アンテナ	UWN20S1　UHF20素子	DXアンテナ株式会社	かもがわ庁舎	R	屋上	1
ブースター	SHUF12　CS/BS-IF・UHF・FM	DXアンテナ株式会社	かもがわ庁舎	3	EPS	1
2分配器	SHD21	DXアンテナ株式会社	かもがわ庁舎	3	EPS	1
テレビ端子	SH7F1	DXアンテナ株式会社	かもがわ庁舎	3	執務室301	1
【監視カメラ設備】						
ITV架		TOA株式会社	かもがわ庁舎	1	警備室	1
19型ワイド液晶モニター	FDWX1905W	EIZO株式会社	かもがわ庁舎	1	警備室	1
AHDレコーダー	AH-R208-8　8局8TB	TOA株式会社	かもがわ庁舎	1	警備室	1
AHDドライブユニット	AH-P2008　8局	TOA株式会社	かもがわ庁舎	1	警備室	1
主電源パネル	PD1130	TOA株式会社	かもがわ庁舎	1	警備室	1
ドーム型AHDカメラ	AH-C1210-3+C-BK205U　埋込金具	TOA株式会社	かもがわ庁舎	1	廊下・ホール	2
屋外赤外AHDカメラ	AH-C1410R3+C-BK400B　配線ボックス	TOA株式会社	かもがわ庁舎	屋外	通用口	2
【自動火災報知設備】						
P型1級受信機	1PV0-20YB　20回線　総合盤組込	ニッタン株式会社	かもがわ庁舎	1	警備室	1
機器収容箱	SUT-1MB-40-01-A	ニッタン株式会社	かもがわ庁舎	各階	廊下	4
光電式スポット型感知器2種	CK2B-016	ニッタン株式会社	かもがわ庁舎	各階	各室	31
差動式スポット型感知器2種	2SC1-L	ニッタン株式会社	かもがわ庁舎	各階	各室	22
定温式スポット型感知器1種（防水型）	1CC2-70-LW	ニッタン株式会社	かもがわ庁舎	1・2	湯沸室	2
【防排煙制御設備】						
光電式スポット型感知器3種	CK3B-017	ニッタン株式会社	かもがわ庁舎	各階	廊下・階段室	5
防火戸・エジェクタ		ニッタン株式会社	かもがわ庁舎	各階	階段室	4
防火シャッター		東洋シャッター株式会社	かもがわ庁舎	2・3	階段室	4
防煙ダンパクラッチ		大東機工株式会社	かもがわ庁舎	1・2	DS	4

設備一覧（かもがわ）（機械）

機器名称	型式・仕様	メーカー	設置場所			設置台数
			庁舎名	階	室名	
GHP-B1 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YRMP140G1NB 室外機 C 14.0kW/H 16.0kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	1	屋外	1
GHP-B1-1 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZKP28EB 天井カセット1方向 C 2.8kW/H 3.2kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	B1	倉庫B101	1
GHP-B1-2 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZKP28EB 天井カセット1方向 C 2.8kW/H 3.2kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	B1	倉庫B101	1
GHP-B1-3 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZCP90NA 天井カセット4方向 C 9.0kW/H 10.0kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	B1	会議室	1
GHP-1 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YNZP560L1DB 室外機 C 56.0kW/H 63.0kW 3φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	1	屋外	1
GHP-1-1 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZCP90NA 天井カセット4方向 C 9.0kW/H 10.0kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	1	執務室103	1
GHP-1-2 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZCP90NA 天井カセット4方向 C 9.0kW/H 10.0kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	1	執務室102	1
GHP-1-3 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZCP56NA 天井カセット4方向 C 5.6kW/H 6.3kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	1	更衣室	1
GHP-1-4 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZDP112EB 天井隠蔽ﾀﾞｸﾄ C 11.2kW/H 12.5kW ﾌｨﾙﾀｰﾁｬﾝﾊﾞｰ ﾛﾝｸﾞﾗｲﾌﾌｨﾙﾀｰ 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	1	ホール	1
GHP-1-5 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZCP140NA 天井カセット4方向 C 14.0kW/H 16.0kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	1	執務室101(東)	1
GHP-1-6 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZCP90NA 天井カセット4方向 C 9.0kW/H 10.0kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	1	執務室101(西)	1
GHP-1-7 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZAP56EB 壁掛形 C 5.6kW/H 6.3kW ﾄﾞﾚﾝｱｯﾌﾟｷｯﾄ 1φ 200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	1	打合せｽﾍﾟｰｽ	1
GHP-2 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YNZP560L1DB 室外機 C 56.0kW/H 63.0kW 3φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	1	屋外	1
GHP-2-1 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZCP36NA 天井カセット4方向 C 3.6kW/H 4.0kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	2	執務室203(西)	1
GHP-2-2 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZCP80NA 天井カセット4方向 C 8.0kW/H 9.0kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	2	執務室203(中)	1
GHP-2-3 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZCP140NA 天井カセット4方向 C 14.0kW/H 16.0kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	2	執務室203(東)	1
GHP-2-4 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZCP56NA 天井カセット4方向 C 5.6kW/H 6.3kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	2	執務室201	4
GHP-2-5 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZCP90NA 天井カセット4方向 C 9.0kW/H 10.0kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	2	執務室204	2
GHP-2-6 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZCP45NA 天井カセット4方向 C 4.5kW/H 5.0kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	2	執務室202	1
GHP-3 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YNZP560L1DB 室外機 C 56.0kW/H 63.0kW 3φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	1	屋外	1
GHP-3-1 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZCP45NA 天井カセット4方向 C 4.5kW/H 5.0kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	3	執務室304・305	2
GHP-3-2 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZCP56NA 天井カセット4方向 C 5.6kW/H 6.3kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	3	執務室303	2
GHP-3-3 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZCP71NA 天井カセット4方向 C 7.1kW/H 8.0kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	3	執務室301	4
GHP-3-4 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZCP71NA 天井カセット4方向 C 7.1kW/H 8.0kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	3	執務室302	1
GHP-3-5 ガスエンジンヒートポンプエアコン	YZCP71NA 天井カセット4方向 C 7.1kW/H 8.0kW 1φ200V	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	3	廊下	1
集中ﾘﾓｺﾝ	LS302C1	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	かもがわ庁舎	1	警備室	1
AC-1 除湿機	再熱式除湿器 除湿能力2.9L/h 風量900CMH 1φ100V	日立ｼﾞｮﾝｿﾝｺﾝﾄﾛｰﾙｽﾞ空調株式会社	かもがわ庁舎	B1	倉庫B103	1
EHP-1-1 電気式ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ	MSZ-JXV2225-W 壁掛形 C 2.2kW/H 2.5kW ﾄﾞﾚﾝｱｯﾌﾟｷｯﾄ 1φ 100V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	1	室外機：屋外 室内機：1階ﾌﾛﾝﾄ	1
EHP-1-2 電気式ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ	PMZ-ERMP50SF5 天井カセット1方向 C 4.5kW/H 5.0kW 1φ200V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	1	室外機：屋外 室内機：1階警備室	1
EHP-1-3 電気式ﾋｰﾄﾎﾟﾝﾌﾟｴｱｺﾝ	MSZ-JXV3625-W 壁掛形 C 3.6kW/H 4.2kW 1φ200V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	1	室外機：屋外 室内機：1階従業員控室	1

機器名称	型式・仕様	メーカー	設置場所			設置台数
			庁舎名	階	室名	
EF-1 排気ﾌｧﾝ	VD-20ZB7 天井換気扇 低騒音ﾀｲﾌﾟ 180CMH×80Pa 1φ 100V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	1,2,3	1～3階 男子化粧室	3
EF-2 排気ﾌｧﾝ	VD-20ZB7 天井換気扇 低騒音ﾀｲﾌﾟ 230CMH×80Pa 1φ 100V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	1,2,3	1～3階 女子化粧室	3
EF-3 排気ﾌｧﾝ	VD-20ZB7 天井換気扇 低騒音ﾀｲﾌﾟ 190CMH×80Pa 1φ 100V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	1	多機能ﾄｲﾚ	1
EF-4 排気ﾌｧﾝ	VD-18ZX7-G 天井換気扇 低騒音木調格子ﾀｲﾌﾟ 190CMH×80Pa 1φ 100V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	1	従業員控室	1
EF-5 排気ﾌｧﾝ	V-604KD6 ﾚﾝｼﾞﾌｰﾄﾞﾌｧﾝ 深形24時間換気ﾀｲﾌﾟ 100CMH×150Pa 1φ 100V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	1	湯沸室	1
EF-6 排気ﾌｧﾝ	VD-18ZLX14-CS 天井換気扇 低騒音ｲﾝﾃﾘｱﾊﾟﾈﾙﾀｲﾌﾟ 150CMH×80Pa 1φ 100V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	1	警備室	1
EF-7 排気ﾌｧﾝ	VD-20ZLX14-CS 天井換気扇 低騒音ｲﾝﾃﾘｱﾊﾟﾈﾙﾀｲﾌﾟ 300CMH×80Pa 1φ 100V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	1	更衣室	1
EF-8A 排気ﾌｧﾝ	VD-23ZVX6-C 天井換気扇 低騒音ｲﾝﾃﾘｱﾊﾟﾈﾙﾀｲﾌﾟ 450CMH×150Pa 1φ 100V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	2	執務室204(東)	1
EF-8B 排気ﾌｧﾝ	VD-23ZLX13-CS 天井換気扇 低騒音ｲﾝﾃﾘｱﾊﾟﾈﾙﾀｲﾌﾟ 350CMH×150Pa 1φ 100V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	2	執務室204(西)	1
EF-9 排気ﾌｧﾝ	BFS-100SUDC ｽﾄﾚｰﾄｼﾛｯｺﾌｧﾝ 天吊埋込ﾀｲﾌﾟ消音形 1150CMH×150Pa 1φ 100V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	2	執務室201	1
EF-10 排気ﾌｧﾝ	VD-18ZLXP14-CS 天井換気扇 低騒音ｲﾝﾃﾘｱﾊﾟﾈﾙﾀｲﾌﾟ 200CMH×80Pa 1φ 100V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	2	執務室202	1
EF-14 排気ﾌｧﾝ	BFS-50SUC ｽﾄﾚｰﾄｼﾛｯｺﾌｧﾝ 天吊埋込ﾀｲﾌﾟ消音形 360CMH×150Pa 1φ 100V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	男女化粧室	1
EF-15 排気ﾌｧﾝ	VD-25ZVX6-C 天井換気扇 低騒音ｲﾝﾃﾘｱﾊﾟﾈﾙﾀｲﾌﾟ 630CMH×80Pa 1φ 100V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	会議室	1
EF-18 排気ﾌｧﾝ	VD-20ZLXP14-CS 天井換気扇 低騒音ｲﾝﾃﾘｱﾊﾟﾈﾙﾀｲﾌﾟ 320CMH×80Pa 1φ 100V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	3	執務室302	1
EF-19 排気ﾌｧﾝ	VD-20ZC14 天井換気扇 低騒音ｲﾝﾃﾘｱﾊﾟﾈﾙﾀｲﾌﾟ 300CMH×80Pa 1φ 100V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	倉庫B101	2
F-4 給排気ﾌｧﾝ	EX-30SK9-C 壁付換気扇格子ﾀｲﾌﾟ 風圧ｼｬｯﾀｰ φ300×1000CMH 1φ 100V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	電気室	2
F-5 給気ﾌｧﾝ	EWG-40CTA2-Q 有圧換気扇低騒音形 φ400×2820CMH 3φ 200V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	B1	機械室	1
HEX-A 全熱交換器	LGH-N50CX3 天井ｶｾｯﾄ形(ﾏｲｺﾝﾀｲﾌﾟ) 500CMH×100Pa 1φ 200V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	3	執務室303	1
HEX-B 全熱交換器	LGH-N35CX3 天井ｶｾｯﾄ形(ﾏｲｺﾝﾀｲﾌﾟ) 350CMH×100Pa 1φ 100V	三菱電機株式会社	かもがわ庁舎	3	執務室301：4台 執務室304：1台 執務室305：1台	6
HEX-1 ﾋﾞﾙ用全熱交換機ﾕﾆｯﾄ	EU-1500FA-e 全熱交換効率66% OA7000CMH×RA5000CMH×300Pa 3φ200V 給気3.7kW×1 排気2.2kW×1	テラル株式会社	かもがわ庁舎	B1	機械室	1
制気口	VHS、HS、SL		かもがわ庁舎	各階		
ﾀﾞﾝﾊﾟｰ	VD、CD、FD、SFD		かもがわ庁舎	各階		
T-1 受水槽	SHT-10(1.0G仕様) FRP製単板ﾊﾟﾈﾙﾀﾝｸ(2槽式) 設計耐震基準水平震度1.0G 垂直震度0.5G 有効容量10.0m3 寸法3,000(1,500+1,500)×2,000×2,000H	株式会社ブリヂストン	かもがわ庁舎	B1	機械室	1
P-1 P-2 汚水排水ﾎﾟﾝﾌﾟ	BU4-656-1.5 汚物・汚水水中ﾎﾟﾝﾌﾟ 400L/min×8m×1.5kW×2 3φ200V 自動交互運転 非常時並列運転 水中ｹｰﾌﾞﾙ10m ﾌﾛｰﾄｽｲｯﾁ	株式会社川本製作所	かもがわ庁舎	B1	機械室(汚水槽内)	1
PW-1 加圧給水ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ	NX-VFC-502-2.2D-e ｽﾃﾝﾚｽ製速度制御給水ﾕﾆｯﾄ 推定末端圧一定ｲﾝﾊﾞｰﾀｰ制御 250L/min×27m×2.2kW 3Φ200V 2台ﾛｰﾃｰｼｮﾝ交互運転 緊急停止回路付制御盤(受水槽の満減渇水、ﾎﾟﾝﾌﾟ運転・故障外部信号、受水槽2槽切替)	テラル株式会社	かもがわ庁舎	B1	機械室	1

機器名称	型式・仕様	メーカー	設置場所			設置台数
			庁舎名	階	室名	
P-6 P-7 湧水排水ﾎﾟﾝﾌﾟ	50PV-6.4 雑排水水中ﾎﾟﾝﾌﾟ 150L/min×7m×0.4kW×2 3φ200V 自動交互運転 非常時並列運転 水中ｹｰﾌﾞﾙ6m ﾌﾛｰﾄｽｲｯﾁ	テラル株式会社	かもがわ庁舎	B1	機械室(湧水槽内)	1
EB-1 小型電気温水器	EHPN-H13N1-SW 先止め式据置型13L 1φ100V	サンウェーブ工業	かもがわ庁舎	1	湯沸室	1
WHE-1 電気温水器	床置貯湯式35L 洗物・飲用両用 1φ200V 熱湯栓(混合水栓は建築工事)	TOTO株式会社	かもがわ庁舎	2	湯沸室	2
P5 消火ﾎﾟﾝﾌﾟﾕﾆｯﾄ(ﾄﾞﾚﾝﾁｬｰ用)	NKP-KB-NXF50X50-3-65.5-e 200L/min×45m×5.5kW 3Φ200V 呼水槽 ﾎﾟﾝﾌﾟ性能試験装置 制御盤(呼水槽、消火水槽満減水、故障外部出力端子、発停表示外部出力端子付、漏電警報付)	テラル株式会社	かもがわ庁舎	B1	機械室	1
緊急遮断弁	EIM-7N 50A 機械式 感震器	株式会社ベン	かもがわ庁舎	B1	機械室	1
水栓	T200SNR13C 吐出口回転形横水栓13A	TOTO株式会社	かもがわ庁舎	B1	機械室	1
消火器	PEP-10N(ｽﾄｯﾌﾟ付) ABC-10 蓄圧	株式会社初田製作所	かもがわ庁舎	B1,1,2,3	B1階:廊下、機械室、電気室、4本、1階:廊下、執務室101、2本、2階:廊下、2本、3階:廊下、1本	9
洋風便器	CS480C 掃除口付 付属品TV750SRR TCF581MR YH60M 1φ100V	TOTO株式会社	かもがわ庁舎	B1,1,2,3	男子化粧室 B1階:1台、1階:2台、2階:2台、3階:2台	7
洋風便器	CS480C 掃除口付 付属品TV750SRR TCF581MR YH60M 1φ100V	TOTO株式会社	かもがわ庁舎	B1,1,2,3	女子化粧室 B1階:1台、1階:3台、2階:3台、3階:3台	10
小便器	UFS800CE 1φ100V	TOTO株式会社	かもがわ庁舎	B1,1,2,3	男子化粧室 B1階:2台、1階:3台、2階:3台、3階:3台	11
洗面器	L520 付属品TEN12AX T6BRX T6SM1 1φ100V	TOTO株式会社	かもがわ庁舎	1,2,3	男子化粧室、女子化粧室 1階:4台、2階:4台、3階:4台	12
ﾏｰﾌﾞﾙﾗｲﾄｶｳﾝﾀｰ	ML55 1650L/1台	TOTO株式会社	かもがわ庁舎	1,2,3	男子化粧室、女子化粧室 1階:2台、2階:2台、3階:2台	6
洗面器	LSE130AP2 1φ100V	TOTO株式会社	かもがわ庁舎	B1	男子化粧室、女子化粧室 B1階:2台	2
掃除流し	SK322 付属品 T30ARNR13 T37SEP TK22 T9RAY	TOTO株式会社	かもがわ庁舎	B1,1,2,3	女子化粧室 B1階:1台、1階:1台、2階:1台、3階:1台	4
ﾊﾝﾄﾞﾄﾞﾗｲﾔｰ	TYC400WR 1φ100V	TOTO株式会社	かもがわ庁舎	B1,1,2,3	男子化粧室、女子化粧室 B1階:2台、1階:2台、2階:2台、3階:2台	8
車椅子対応ﾄｲﾚﾊﾟｯｸ	UAD51FHLJ 耐火二層管仕様 付属品 TCF4321V86R TS119FR14 AC100V	TOTO株式会社	かもがわ庁舎	1	多機能ﾄｲﾚ	1
ｵｽﾄﾒｲﾄ対応ﾄｲﾚﾊﾟｯｸ	UAS61ADWR 電気温水器内蔵	TOTO株式会社	かもがわ庁舎	1	多機能ﾄｲﾚ	1
折りたたみ式多目的ｼｰﾄ	EWCS510B	TOTO株式会社	かもがわ庁舎	1	多機能ﾄｲﾚ	1
ﾍﾞﾋﾞｰﾁｪｱ	YKA13	TOTO株式会社	かもがわ庁舎	1	多機能ﾄｲﾚ	1
幼児用腰掛便器	C425R 付属品 TV750LPR YH51R	TOTO株式会社	かもがわ庁舎	1	多機能ﾄｲﾚ	1
ﾀﾞｽﾄﾎﾞｯｸｽ	YKB103	TOTO株式会社	かもがわ庁舎	1	多機能ﾄｲﾚ	1
ﾊﾝﾄﾞﾄﾞﾗｲﾔｰ	TYC400WR	TOTO株式会社	かもがわ庁舎	1	多機能ﾄｲﾚ	1
散水栓	T-23-17		かもがわ庁舎	1	屋外	6
ﾄﾞﾚﾝﾁｬｰ用ﾊﾞﾙﾌﾞﾎﾞｯｸｽ	制御弁、ﾃｽﾄ弁、仕切弁		かもがわ庁舎	1	屋外	1

機器名称	型式・仕様	メーカー	設置場所			設置台数
			庁舎名	階	室名	
ﾄﾞﾚﾝﾁｬｰﾍｯﾄﾞ	φ25		かもがわ庁舎	1、2	1階：5 2階：5	10
水栓			かもがわ庁舎	B1	機械室	1

業務項目一覧　　別表3

※点検周期について

業務項目一覧に示す点検周期については、下記を原則とすること。

1Y	年1回
2/Y	1年に2回
6M	6箇月毎
3M	3箇月毎
2M	2箇月毎
1M	月1回
1W	週1回
1D	毎日
4/D	1日に4回

定期点検等及び保守

※点検内容については、『建築保全業務共通仕様書　令和5年版』に記載のとおり

建築

a. 外部

区分	項目		点検周期	12条点検
1. 屋根	1	共通事項 （雨水進入による汚損、亀裂・損傷・腐食・変形・剥離・緩み）	1Y	
	2	陸屋根	1Y	
	3	勾配屋根	1Y	○
	4	屋上機器及び工作物	1Y	○
	5	パラペット	1Y	○
	6	手すり・丸環	1Y	
	7	点検口	1Y	
	8	ルーフドレン・とい	1Y	○
	9	トップライト	1Y	
	10	シーリング材	1Y	
2. 外壁	1	共通事項		
		（雨水進入による汚損、亀裂・損傷・腐食・変形・剥離・緩み）	1Y	
		（室内に面する外壁の劣化及び損傷）	1Y	○
	2	コンクリート打放仕上げ	1Y	○
	3	モルタル塗り・タイル張り	1Y	○
	4	石張り	1Y	○
	5	金属カーテンウォール	1Y	○
	6	PCカーテンウォール・ALCパネル等	1Y	○
	7	塗装	1Y	
	8	サイディング	1Y	○
	9	目隠しパネル	1Y	
	10	外壁に緊結された広告板、空調屋外機等	1Y	○
	11	シーリング材	1Y	
3. ひさし（車寄せ）・とい・タラップ	1	ひさし（車寄せ）	1Y	
	2	とい【縦とい、横とい等】	1Y	
	3	タラップ	1Y	
	4	シーシング材	1Y	
4. 軒天井・ひさし下端	1	ボード類張り	1Y	
	2	金属成形板張り	1Y	
5. 外部床	1	コンクリート・モルタル・タイル・石	1Y	
	2	合成樹脂塗床	1Y	
	3	視覚障害者用誘導用ブロック	1Y	
6. 屋外階段	1	仕上げ・構造体	1Y	
	2	手すり	1Y	
	3	ノンスリップ	1Y	
7. バルコニー	1	床	1Y	
	2	手すり	1Y	

8. 外部建具	1	扉・枠【人が通ることのできる設備用点検口及びガラスを含む】	1Y	○
	2	窓・枠	1Y	○
	3	シャッター・オーバーヘッドドア	1Y	○
	4	シーリング材	1Y	
9. 外部用自動ドア	1	ドア・サッシ部	3M	○
	2	懸架部	3M	
	3	動力部・作動部		
		①手動開閉の動作確認及び異常音の有無の点検	3M	
		②エンジンの取付状態、その他	6M	
	4	制御装置	3M	
	5	センサー部		
		①センサー、補助センサーの取付状態、作動状態他	3M	
		②タッチスイッチ及び併用センサーの作動状態	3M	
		③マットスイッチの変形及び亀裂の有無	6M	
		④マットスイッチ排水口のごみ詰まりの有無	1Y	
	6	電気回路		
		①通常開閉同左及び反転動作の点検	3M	
		②電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂	6M	
		③絶縁抵抗・電源電圧の測定	1Y	
10. エキスパンションジョイント金物	1	エキスパンションジョイント金物	1Y	
	2	シーリング材	1Y	

b. 内部

区分	項目		点検周期	12条点検
1. 内壁・柱・はり	1	共通事項		
		①防火区画・防火設備・貫通処理等の処置の状況、劣化・損傷	1Y	○
		②室内に面する壁の劣化及び損傷	1Y	○
		③静穏を必要とする室の壁等の防音上支障となる損傷等	1Y	
		④外部に面する壁(躯体)のひび割れ、かび、結露、漏水等	1Y	
	2	塗装【塗装仕上げ】	1Y	
	3	壁紙【壁紙仕上げ】	1Y	
	4	タイル・石	1Y	
	5	コンクリートブロック壁・ガラスブロック壁	1Y	○
	6	吸音材	1Y	
	7	耐火被覆材	1Y	○
	8	移動間仕切壁	1Y	
	9	既製簡易間仕切壁	1Y	
	10	便所へだて・扉	1Y	
2. 内部天井	1	共通事項		
		①最上階、外部に面する室等の漏水	1Y	
		②付属物の取付状態、損傷等	1Y	○
		③難燃材料又は準不燃材料の状況	1Y	○
	2	ボード類		
		①著しいずれ、あばれ、ひび割れ、剥離、損傷等	1Y	○
		②摩耗、割れ、ふくれ、剥がれ、汚れ、変退色等	1Y	○
		③かび及び結露	1Y	
	3	吸音材	1Y	
	4	金属成形版		
		①あばれ、変形、緩み及び剥離	1Y	○
		②さび及び腐食	1Y	○
		③表面処理の劣化	1Y	
	5	吹付け仕上げ材・耐火被覆材	1Y	○
	6	壁紙	1Y	
	7	点検口		
		①変形・破損・取付状態	1Y	○
		②開閉の良否	1Y	
	8	カーテンボックス・ブラインドボックス	1Y	

3. 内部床	1	共通事項		
		①使用上支障となる振動の原因となる亀裂・損傷・変形・腐食	1Y	
		②建築材料の剥離・浮き	1Y	○
		③防火区画を構成する床の劣化・損傷	1Y	○
		④防火区画の貫通処理の劣化・損傷	1Y	○
		⑤室内に面する床(躯体)の劣化・損傷	1Y	○
	2	ビニル床タイル・ビニル床シート	1Y	○
	3	コンクリート・モルタル・タイル・石		
		①ひび割れ、欠け、割れ、浮き、剥離、摩耗等	1Y	○
		②段差、不陸、あばれ	1Y	○
		③排水状態の良否	1Y	
	4	合成樹脂塗床	1Y	
3. 内部床	5	畳・カーペット・タイルカーペット	1Y	
	6	フローリング	1Y	
	7	点検口		
		①変形・損傷・歩行時のぐらつき・取付状態	1Y	○
		②開閉の良否	1Y	
	8	視覚障害者誘導用ブロック	1Y	
	9	ピット	1Y	
	10	フリーアクセスフロア	1Y	
4. 内部階段	1	共通事項 (通行等に支障となる亀裂・損傷・変形・腐食の有無)	1Y	
	2	手すり	1Y	
	3	ノンスリップ	1Y	
	4	床・壁・天井・段裏　→「内壁・柱・はり」「内部天井」「内部床」の当該事項による	1Y	
5. 内部建具	1	扉・枠	1Y	
	2	窓・枠	1Y	
	3	シャッター・オーバーヘッドドア	1Y	
	4	防火戸　→「防火設備」「防火戸・防火シャッター」の当該事項による	6M	○
	5	防火シャッター　→「防火設備」「防火戸・防火シャッター」の当該事項による	6M	○
	6	シーリング材	1Y	
6. 内部用自動ドア	1	ドア・サッシ部	3M	○
	2	懸架部	3M	
	3	動力部・作動部		
		①手動開閉の動作確認及び異常音の有無の点検	3M	
		②エンジンの取付状態、その他	6M	
	4	制御装置	3M	
	5	センサー部		
		①センサー、補助センサーの取付状態、作動状態他	3M	
		②タッチスイッチ及び併用センサーの作動状態	3M	
		③マットスイッチの変形及び亀裂の有無	6M	
		④マットスイッチ排水口のごみ詰まりの有無	1Y	
	6	電気回路		
		①通常開閉同左及び反転動作の点検	3M	
		②電線の支持、接続状態及び被覆の亀裂	6M	
		③絶縁抵抗・電源電圧の測定	1Y	

c. 構造部

区分	項目		点検周期	12条点検
1. 構造体・基礎	1	建物周り	1Y	○
	2	建物本体	1Y	○
	3	玄関ポーチ・犬走り等	1Y	
	4	土台(木造に限る)	1Y	○

電気設備

a. 電灯・動力設備

区分	項目			点検周期	12条点検
1. 照明器具	1	本体		1Y	○
	2	部品	安定器	1Y	
			ソケット	1Y	
			進相コンデンサ	1Y	
			リード線	1Y	
2. 分電盤・開閉器箱・照明制御盤	1	キャビネット	屋内型	1Y	
			屋外型	1Y	
	2	導電部	母線・分岐導体・盤内配線支持物等	1Y	
			端子台	1Y	
	3	機器		1Y	
	4	絶縁抵抗		1Y	
	5	接地抵抗		1Y	
4. 制御盤	1	キャビネット		1Y	
	2	導電部		1Y	
	3	機器・制御回路	遮断器・電磁接触器等	1Y	
			制御回路	1Y	
	4	絶縁抵抗		1Y	
	5	接地抵抗		1Y	
6. 幹線	1	ケーブル等の配線		1Y	
	2	バスダクト		1Y	
	3	ケーブルラック・配管		1Y	
	4	防火区画貫通処理部		1Y	
	5	絶縁抵抗		1Y	

b. 受変電設備

区分	項目			点検周期	12条点検
1. 配電盤等（内部機器を除く）	1	電気室		1Y	
	2	配電盤	盤外観	1Y	
			開放型母線・閉鎖形盤内部	1Y	
	3	外部配線	ケーブル等の配線	1Y	
			バスダクト	1Y	
			ケーブルラック・配管	1Y	
	4	絶縁抵抗		1Y	
	5	接地抵抗		1Y	
2. 変圧器	1	モールド変圧器		1Y	
	2	油入変圧器		1Y	
	3	特別高圧ガス入変圧器		1Y	
3. 交流遮断器	1	真空遮断器		1Y	
	2	油遮断器		1Y	
	3	特別高圧ガス入遮断器		1Y	
4. 断路器		断路器		1Y	
5. 計器用変圧器・変流器		計器用変圧器・変流器		1Y	

6. 避雷器		避雷器	1Y	
7. 高圧負荷開閉器	1	閉鎖形気中開閉器	1Y	
	2	開放形気中開閉器(LBS)	1Y	
	3	真空開閉器	1Y,3Y,6Y	
8. 高圧カットアウト		高圧カットアウト	1Y	
9. 高圧電磁接触器		高圧電磁接触器	1Y,3Y	
10. 力率改善装置		力率改善装置【進相コンデンサ，直列リアクトル】	1Y	
11. 指示計器，保護継電器		指示計器・保護継電器	1Y	
12. 低圧開閉器		低圧開閉器類【配線用遮断器，漏電遮断器，電磁接触器等】	1Y	
13. 特別高圧ガス絶縁スイッチギア		特別高圧ガス絶縁スイッチギア【GIS・C-GIS】	1Y	
14. その他特別高圧関連機器		充電判定装置	1Y	

c. 太陽光発電設備

区分	項目		点検周期	12条点検
1. 太陽光発電装置	1	太陽電池アレイ	6M	
			1Y	
	2	接続箱・集電箱	6M	
			1Y	
	3	パワーコンディショナ・系統連系保護装置	6M	
			1Y	
	4	接地	6M	
			1Y	
	5	発電状態	6M	
	6	蓄電池	6M	
			1Y	

d. 通信・情報設備

区分	項目		点検周期	12条点検
1. 構内情報通信網装置	1	機器	1Y	
	2	機器装置収納架	1Y	
	3	無停電電源装置【簡易系】	1Y	
2. テレビ共同受信装置	1	機器・機器収納箱	1Y	
	2	アンテナ・マスト	1Y	

e. 外灯

区分	項目		点検周期	12条点検
1. 外灯	1	灯具	1Y	
	2	支持柱	1Y	

fi. 雷保護設備

区分	項目		点検周期	12条点検
1. 雷保護	1	受雷部	1Y	○
	2	避雷導線等	1Y	○
	3	支持管	1Y	○
	4	端子箱	1Y	
	5	接地極	1Y	

g. 構内配電経路・構内通信線路

区分	項目		点検周期	12条点検
1. 構内配電線路	1	ハンドホール・マンホール等	1Y	
	2	電柱	1Y	
	3	架線	1Y	
	4	地中線	1Y	
2. 構内通信線路	1	ハンドホール・マンホール等	1Y	
	2	電柱	1Y	
	3	架線	1Y	
	4	地中線	1Y	

機械設備

a. 冷熱源機器

区分	項目		点検周期	12条点検
1. パッケージ形空気調和機	1	シーズンイン点検	2/Y	○
	2	シーズンオン点検	1M	○
	3	シーズンオフ点検	2/Y	○
2. ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	1	シーズンイン点検	2/Y	
	2	シーズンオン点検	1M	
	3	シーズンオフ点検	2/Y	

b. 空気調和等関連機器

区分	項目		点検周期	12条点検
1. 有圧換気扇			1Y	
2. 全熱交換器	1	基礎・固定部	1Y	
	2	外観の状況	1Y	
	3	熱交換エレメント	6M	
	4	電気系統	1Y	

c. 給排水衛生機器

区分	項目		点検周期	12条点検
1. ポンプ				
陸上ポンプ(揚水用ポンプ、小形給水ポンプユニット、給湯ポンプ)	1	基礎・固定部	6M	
	2	外観の状況	6M	
	3	電動機	6M	
	4	制御機器	6M	
	5	圧力タンク	6M	
	6	フート弁・逆止弁	6M	
	7	圧力計・連成計又は真空計	1Y	
	8	運転調整	1Y	○
排水ポンプ(汚水、雑排水、汚物用水中モーターポンプ)	1	本体・着脱装置・ガイド部	1Y	○
	2	電動機	6M	
	3	ケーブル	6M	
	4	連成計又は圧力計	1Y	
	5	運転調整	1Y	
2. 電気温水器	1	固定部	1Y	○
	2	外観の状況	1Y	
	3	発熱体	1Y	
	4	温度調節機能	1Y	
	5	加熱防止器	1Y	
	6	ボールタップ	1Y	
	7	配管	1Y	
	8	弁・付属品	6M	
3. 衛生器具	1	洗面器・手洗器・掃除流し・台所流し	6M	○
	2	小便器・大便器	6M	○
	3	洗浄用タンク・洗浄弁	6M	

d. ダクト、配管

区分	項目		点検周期	12条点検
1. ダクト	1	ダクト、排気筒	6M	○
	2	ダンパー	1Y	
	3	接続部	6M	
	4	たわみ継手	6M	
	5	吊り及び支持金物	6M	
	6	吹出口、吸込口、ガラリ等	6M	○
	7	外気取り入れ口	1Y	○
	8	調理室等の換気	1Y	○

2. 配管	1	配管	1Y	○
	2	伸縮菅継手	1Y	
	3	蒸気トラップ	1Y	
	4	弁類	1Y	
	5	減圧弁	1Y	
	6	支持金物	1Y	
	7	固定金具	1Y	
	8	防火区画貫通処理部	1Y	
	9	間接排水	1Y	○

e. 水質管理

1. 飲料水及び雑用水			1Y	

工作物・外構等

a. 工作物

区分	項目		点検周期	12条点検
1. 設備架台（デッキ、手すり等）・囲障（ルーバー等）	1	基礎部【鉄筋コンクリート】		
		①ひび割れ、欠損、さび汁、エフロレッセンス、はらみ、剥落の有無及び打診による浮き・剥離の範囲の確認	1Y	○
		②異常なたわみ及びそりの有無	1Y	○
	2	鉄骨部		
		①部材及び溶接部のひび割れ、変形、さび、腐食の有無	1Y	○
		②塗装及び表面処理の劣化の有無	1Y	
		③ボルト、ターンバックル等の緩みの有無	1Y	○
		④異常なたわみ、そり及び異常振動の有無	1Y	○
		⑤タラップ等の付属物の異常、落下の恐れ	1Y	

b. 外構

区分	項目		点検周期	12条点検
1. 敷地	1	地盤面【舗装部分を除く】		
		①ひび割れ、段差、不陸、陥没等の有無	1Y	○
		②歩行部の排水状況（水溜りの有無）	1Y	
	2	歩道、玄関ポーチ、駐車場及び敷地内通路	1Y	
	3	アスファルト舗装・コンクリート舗装	1Y	
	4	コンクリート平板舗装・インターロッキングブロック舗装・縁石等	1Y	
	5	視覚障害者誘導用ブロック	1Y	
	6	その他付属物	1Y	
2. へい	1	へい【コンクリート造及び組積造】		
		①へいと周辺地盤との相対的な沈下・浮上の有無	1Y	○
		②へいと傾斜の状態の良否	1Y	○
		③ひび割れ、エフロレッセンス、浮き、はらみ、剥離、剥落の有無	1Y	○
		④異常なたわみ及びそりの有無	1Y	○
		⑤フェンス等の付属物の異常、落下の恐れ	1Y	○
3. 門	1	門	1Y	
4. 排水枡・マンホール・側溝・街きょ	1	排水状態の良否	6M	○
	2	側溝及び街きょの破損の有無	6M	
	3	排水枡と建物及び周辺地盤との相対的な沈下・浮上の有無	1Y	
	4	排水枡と排水管との接続部のずれ・損傷の有無	1Y	
	5	排水枡及びマンホールのふたの破損の有無	1Y	
	6	排水枡、マンホール及び蓋に付属する金物の取付状態、さび・腐食の有無	1Y	

運転・監視及び日常点検・保守
※点検内容については、『建築保全業務共通仕様書　令和5年版』に記載のとおり

a. 建築

区分	項目		点検周期
1. 建築	1	陸屋根	1M
	2	ルーフドレン・とい	1M
	3	トップライト	3M
	4	外壁	3M
	5	屋外階段	3M
	6	バルコニー	3M
	7	視覚障害者誘導用ブロック	1D
	8	建具	3M
		イ. 扉枠・シャッター	3M
		（避難扉・シャッターの開閉の妨げになる障害物の有無）	1D
		ロ. 窓・窓枠	3M
	9	エキスパンションジョイント金物	3M
	10	車いす用駐車スペース	1D

b. 電気設備

区分	項目			点検周期
1. 電灯・動力設備	1	照明器具		1M
	2	分電盤・照明制御盤		1M
	3	制御盤		1M
	4	電気自動車用充電装置		1M
2. 受変電設備	1	盤類		1M
	2	特別高圧機器		1D
	3	高圧機器	変圧器	1W
			交流遮断器・断路器・負荷開閉器・電磁接触器	1D
			計器用変圧器・変流器	1W
			指示計器・表示操作類	1D
				1M
			高圧進相コンデンサ・直列リアクトル	1W
	4	低圧機器	開閉器類	1M
			指示計器・表示操作類	1D
				1M
			低圧進相コンデンサ・直列リアクトル	1W
3. 太陽光発電設備	1	太陽電池アレイ		1M
	2	接続箱、集電箱		1M
	3	パワーコンディショナ		1M
	4	蓄電池		1M
	5	発電状況		1D
4. 外灯				1D
				1M
5. 雷保護設備				1M
6. 構内配電線路・構内通信線路				1M

c. 機械設備（空調機器については、使用期間に限る）

区分	項目			点検周期
1. 熱源機器	1	パッケージ形空気調和機及びガスエンジン式パッケージ形空気調和機		1D
2. 空気調和等関連機器	1	全熱交換器		1W
3. 給排水衛生機器	1	ポンプ	陸上ポンプ	1W
			水中ポンプ	1W
	2	水槽	飲料用水槽	1M
			雑排水槽・汚水槽	1M
	3	水質の維持	飲料水・中央式給湯設備による給湯水	1W

d. 搬送設備

区分	項目		点検周期
1. 昇降機	1	エレベーター	1D

f. 執務環境測定　※測定箇所については、行財政局総務部庁舎管理課が指定する箇所

区分	項目		周期
1. 空気環境測定	1	浮遊粉じんの量	2M
	2	一酸化炭素の含有率	
	3	二酸化炭素の含有率	
	4	温度	
	5	相対湿度	
	6	気流	
	7	※ホルムアルデヒドの量(新築、大規模改修工事時のみ　周期：1Y)	
2. 照度測定		測定方法はJIS C 7612（照度測定方法）によるものする。	6M

フロン排出抑制法に基づく点検（定期点検及び簡易点検、点検対象機器）

別表4

管理番号	管理従事者	設置場所（名称）	設置場所（住所）	製造業者	設置年月日	製品分類	型式	製番	備考	簡易点検	定期点検							用途	定格出力（kW）	冷媒種類	充填量（kg）
											頻度	R8	R9	R10	R11	R12	R13				
GHP-B1		かもがわ庁舎	京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町284番地	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	令和8年9月15日	ガスヒートポンプ	YRMP140G1NB 室外機 C 14.0kW/H 16.0kW 1φ200V			○	不要							空調用	4	R410A	7.4
GHP-1		かもがわ庁舎	京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町284番地	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	令和8年9月15日	ガスヒートポンプ	YNZP560L1DB 室外機 C 56.0kW/H 63.0kW 3φ200V			○	3年に1回			○			○	空調用	12.4	R410A	16.2
GHP-2		かもがわ庁舎	京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町284番地	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	令和8年9月15日	ガスヒートポンプ	YNZP560L1DB 室外機 C 56.0kW/H 63.0kW 3φ200V			○	3年に1回			○			○	空調用	12.4	R410A	16.2
GHP-3		かもがわ庁舎	京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町284番地	ヤンマーエネルギーシステム株式会社	令和8年9月15日	ガスヒートポンプ	YNZP560L1DB 室外機 C 56.0kW/H 63.0kW 3φ200V			○	3年に1回			○			○	空調用	12.4	R410A	16.2
EHP-1-1		かもがわ庁舎	京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町284番地	三菱電機株式会社	令和8年9月15日	店舗用パッケージエアコン	MSZ-JXV2225-W 壁掛形 C 2.2kW/H 2.5kW ﾄﾞﾚﾝｱｯﾌﾟｷｯﾄ 1φ100V			○	不要							空調用	0.65	R32	0.8
EHP-1-2		かもがわ庁舎	京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町284番地	三菱電機株式会社	令和8年9月15日	店舗用パッケージエアコン	PMZ-ERMP50SF5 天井ｶｾｯﾄ1方向 C 4.5kW/H 5.0kW 1φ200V			○	不要							空調用	1	R32	2
EHP-1-3		かもがわ庁舎	京都市中京区中筋通竹屋町上る末丸町284番地	三菱電機株式会社	令和8年9月15日	店舗用パッケージエアコン	MSZ-JXV3625-W 壁掛形 C 3.6kW/H 4.2kW 1φ200V			○	不要							空調用	1	R32	0.95

別紙１

木戸邸・達磨堂受付対応

○　受付の流れ

・　電話予約または直接来訪した方について見学受付を行う
・　直接来訪した方については、見学対象、見学人数等をその場で確認。
・　カギ、パンフレット、予約詳細、警備解除手順を持ち、現地へ
・　警備解除手順に従い、機械警備を解除
・　予約の場合は、受付時間１０分前には現地で見学施設のカギを開錠し待機
　※　木戸邸は外観のみ、達磨堂は入堂可能
　　木戸邸は扉等を開放し、中が見えるようにしておく。以下（参考）参照
・　電話予約の場合は、本人確認（口頭で名前の確認程度で OK）を行い、見学施設へ案内
・　見学終了後、施設内を点検のうえ施錠し終了

○　木戸邸の扉開放後のイメージ



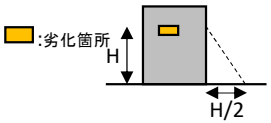
別表5

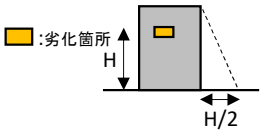
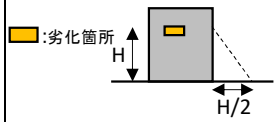
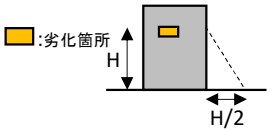
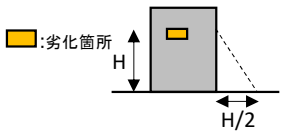
自主点検票

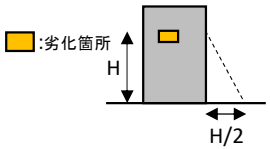
本票を用い、「京都市庁舎施設マネジメント計画」に基づく「自主点検」として、危険性の高い劣化状況の有無について、確認してください。

部位・設備区分			危険性の高い劣化状況		被害想定	応急措置	（参考）同項目が対象の法定点検
共用設備	外構	門 	□	・門扉の開閉に著しい支障がある。	・門柱又は門扉の転倒により歩行者が下敷きとなり、重大な人身事故の恐れがある。	・門扉を使用禁止とする。 ・門柱又は門扉が転倒する恐れのある範囲を立入禁止とする。	
			□	・門柱又は門扉の全体的に変形、ぐらつき又はさびがある。			
		塀 	□	・塀の倒れ、欠損等によって、容易に人が侵入できる。	・塀の転倒により歩行者が下敷きとなり、重大な人身事故の恐れがある。	・欠損部を塞ぐ。 ・塀が転倒する恐れのある範囲を立入禁止とする。	建築基準法第12条第2項点検（組積造又は補強コンクリートブロック造の塀に限る）
			□	・塀の広範囲にひび割れ、傾き、き裂又はさびがある。			建築基準法第12条第2項点検（組積造又は補強コンクリートブロック造の塀に限る）
		よう壁 	□	・よう壁に著しい傾き、き裂若しくははらみ又は倒壊のおそれがある。	・よう壁の倒壊により歩行者が生き埋めになり、重大な人身事故の恐れがある。	・よう壁が倒壊する恐れのある範囲を立入禁止とする。	建築基準法第12条第2項点検
			□	・よう壁の広範囲に傾き、き裂又ははらみがある。			建築基準法第12条第2項点検
	構内舗装（屋外駐車場） 		□	・車の進入又は人の歩行に著しい支障がある。	・不陸等により走行中の車のハンドルが取られ、施設利用者と接触事故の恐れがある。 ・不陸等により自転車等が転倒し、重大な人身事故の恐れがある。	・不陸等の劣化範囲を立入禁止とする。	建築基準法第12条第2項点検
			□	・舗装の広範囲に不陸、傾斜、陥没等の損傷がある。			建築基準法第12条第2項点検
	構内舗装（側溝・排水桝） 		□	・側溝・排水桝（マンホール）の広範囲に損傷がある。	・側溝・排水桝内へ落下し、重大な人身事故の恐れがある。	・側溝・排水桝を板等で蓋をしたうえで、周囲を立入禁止とする。	

共用設備	構内外灯  		□	・照明器具、ポール等の倒壊によって、周辺に危険を及ぼす可能性がある。	・外灯の倒壊により歩行者が下敷きとなり、重大な人身事故の恐れがある。	・外灯が倒壊する恐れのある範囲を立入禁止とする。	
			□	・照明器具、ポール等にぐらつき又は傾きがある。 ・全体的に損傷、変形又はさびがある。			
	し尿浄化槽設備   		□	・浄化槽本体、マンホール蓋又は機器類の広範囲に損傷、変形又はぐらつきがある。	・マンホール内へ落下し、重大な人身事故の恐れがある。	・マンホール部を板等で蓋をしたうえで、周囲を立入禁止とする。	浄化槽法11条定期検査
建物	屋根	保護アスファルト防水  	□	・広範囲に損壊、幅広のひび割れ又は排水不良がある。	・排水不良で、下階に漏水する恐れがあり、漏水した雨水により劣化した天井材等が、施設利用者に落下し、重大な人身事故の恐れがある。 ・漏水した雨水により、電気設備や空調機器が故障し、感電や火災、熱中症の発症の恐れがある。	・ドレン等の排水不良箇所を清掃する。 ・当該室又は漏水痕直下の周囲を立入禁止とする。 ・故障した設備に電気を供給しているブレーカーを落とす。 ・熱中症の恐れがある高温時は、当該室を使用禁止とする。	建築基準法第12条第2項点検
			□	・広範囲にひび割れ、変質、排水不良、土砂の堆積、雑草又は目地シーリングの損傷がある。			建築基準法第12条第2項点検
			□	・最上階天井に漏水や漏水痕がある。			
		アスファルト露出防水  	□	・広範囲に破断、損壊、下地露出又は幅広のひび割れがある。	・排水不良で、下階に漏水する恐れがあり、漏水した雨水により劣化した天井材等が、施設利用者に落下し、重大な人身事故の恐れがある。 ・漏水した雨水により、電気設備や空調機器が故障し、感電や火災、熱中症の発症の恐れがある。	・ドレン等の排水不良箇所を清掃する。 ・当該室又は漏水痕直下の周囲を立入禁止とする。 ・故障した設備に電気を供給しているブレーカーを落とす。 ・熱中症の恐れがある高温時は、当該室を使用禁止とする。	
			□	・広範囲にひび割れ、変質（摩耗）、排水不良、土砂の堆積又は雑草がある。			
			□	・最上階天井に漏水や漏水痕がある。			

建物	屋根	シート防水  	□	・広範囲に破断、めくれ又は下地露出がある。	・排水不良で、下階に漏水する恐れがあり、漏水した雨水により劣化した天井材等が、施設利用者に落下し、重大な人身事故の恐れがある。 ・漏水した雨水により、電気設備や空調機器が故障し、感電や火災、熱中症の発症の恐れがある。	・ドレン等の排水不良箇所を清掃する。 ・当該室又は漏水痕直下の周囲を立入禁止とする。 ・故障した設備に電気を供給しているブレーカーを落とす。 ・熱中症の恐れがある高温時は、当該室を使用禁止とする。	
			□	・広範囲にふくれ、しわ、穴あき、変質（摩耗）、排水不良、土砂の堆積又は雑草がある。			
			□	・最上階天井に漏水や漏水痕がある。			
		塗膜防水  	□	・広範囲に破断、めくれ又は下地露出がある。	・排水不良で、下階に漏水する恐れがあり、漏水した雨水により劣化した天井材等が、施設利用者に落下し、重大な人身事故の恐れがある。 ・漏水した雨水により、電気設備や空調機器が故障し、感電や火災、熱中症の発症の恐れがある。	・ドレン等の排水不良箇所を清掃する。 ・当該室又は漏水痕直下の周囲を立入禁止とする。 ・故障した設備に電気を供給しているブレーカーを落とす。 ・熱中症の恐れがある高温時は、当該室を使用禁止とする。	
			□	・広範囲にふくれ、しわ、穴あき、変質（摩耗）、排水不良、土砂の堆積又は雑草がある。			
			□	・最上階天井に漏水や漏水痕がある。			
		屋根葺き材  	□	・広範囲にさび、剥がれ、腐食、取付金物の損壊がある。	・屋根葺き材が歩行者の頭部等に落下し、重大な人身事故の恐れがある ・排水不良で、下階に漏水する恐れがあり、漏水した雨水により劣化した天井材等が、施設利用者に落下し、重大な人身事故の恐れがある。 ・漏水した雨水により、電気設備や空調機器が故障し、感電や火災、熱中症の発症の恐れがある。	・屋根葺き材が落下する恐れのある建物周囲を立入禁止とする。 ・当該室又は漏水痕直下の周囲を立入禁止とする。 ・故障した設備に電気を供給しているブレーカーを落とす。 ・熱中症の恐れがある高温時は、当該室を使用禁止とする。	建築基準法第12条第2項点検
			□	・広範囲に塗装の剥がれ、さび、変質、シーリング材のひび、取付金物のさび、部分的な腐食・損壊がある。			建築基準法第12条第2項点検
			□	・最上階天井に漏水や漏水痕がある。			
	外壁・外部部材等	コンクリート打ち放し仕上げ  	□	・広範囲に剥落、爆裂又は幅広のひび割れがある。	・剥落したコンクリートが歩行者の頭部に落下し、重大な人身事故の恐れがある。	・当該壁面の前面かつ当該指摘箇所の高さのおおむね2分の1の水平面内を立入禁止とする。 	建築基準法第12条第2項点検
			□	・広範囲にひび割れ、亀甲状のひび割れ、変質、浮き、剥がれ又はさび汁がある。			建築基準法第12条第2項点検
			□	・部分的にひび割れ、変質、浮き又はさび汁がある。			建築基準法第12条第2項点検

建物	外壁・外部部材等	タイル貼り仕上げ  	□	・広範囲に剥落、爆裂又は幅広のひび割れがある。	・剥落したタイルが歩行者の頭部に落下し、重大な人身事故の恐れがある。	・当該壁面の前面かつ当該指摘箇所の高さのおおむね2分の1の水平面内を立入禁止とする。 	建築基準法第12条第2項点検
			□	・広範囲にひび割れ、変質、浮き、はらみ、さび汁又はシーリング材のひびがある。			建築基準法第12条第2項点検
			□	・部分的にひび割れ、変質、浮き、はらみ、さび汁又はシーリング材のひびがある。			建築基準法第12条第2項点検
		塗り仕上げ（吹付け）  	□	・広範囲に剥落、爆裂又は幅広のひび割れがある。	・剥落した外装材が歩行者の頭部に落下し、重大な人身事故の恐れがある。	・当該壁面の前面かつ当該指摘箇所の高さのおおむね2分の1の水平面内を立入禁止とする。 	建築基準法第12条第2項点検
			□	・広範囲にひび割れ、亀甲状のひび割れ、変質、浮き、剥がれ又はさび汁がある。			建築基準法第12条第2項点検
			□	・部分的にひび割れ、変質、浮き又はさび汁がある。			建築基準法第12条第2項点検
		金属系パネル  	□	・広範囲に剥がれ、ぐらつき又はシーリング材の欠落がある。	・剥落した金属系パネルや取付金物が歩行者の頭部に落下し、重大な人身事故の恐れがある。	・当該壁面の前面かつ当該指摘箇所の高さのおおむね2分の1の水平面内を立入禁止とする。 	建築基準法第12条第2項点検
			□	・広範囲に腐食、変質、シーリング材のひび又は取付金物の腐食がある。			建築基準法第12条第2項点検
			□	・部分的に腐食、変質又はシーリング材のひびがある。			建築基準法第12条第2項点検
		セメント系パネル  	□	・広範囲に欠落、ぐらつき又はシーリング材の欠落がある。	・剥落したセメント系パネルや取付金物が歩行者の頭部に落下し、重大な人身事故の恐れがある。	・当該壁面の前面かつ当該指摘箇所の高さのおおむね2分の1の水平面内を立入禁止とする。 	建築基準法第12条第2項点検
			□	・広範囲にひび割れ、変質、シーリング材のひび又は取付金物の腐食がある。			建築基準法第12条第2項点検
			□	・部分的にひび割れ、変質、欠損又はシーリング材のひびがある。			建築基準法第12条第2項点検

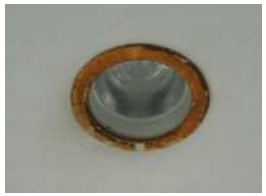
建物	外部開口部  	□	・全体的に腐食、損壊又は開閉不良があり、漏水がある。	・サッシ、ガラス、部品が歩行者の頭部等に落下し、重大な人身事故の恐れがある ・火災時に排煙できず、煙に巻き込まれ、重大な人身事故の恐れがある。 ・火災時に排煙できず、一酸化炭素中毒による重大な人身事故の恐れがある。	・当該壁面の前面かつ当該指摘箇所の高さのおおむね2分の1の水平面内を立入禁止とする。  ・居室の使用時は、窓を開け換気を行う。	建築基準法第12条第2項点検
		□	・部分的に変形、変質、さび、シーリング材の硬化又はひび割れがある。			建築基準法第12条第2項点検
	内部床  	□	・広範囲に仕上材の欠損、剥離、浮き等がある。	・浮き等により、施設利用者がつまずき、転倒事故の恐れがある。 ・劣化により、施設利用者が仕上材を踏み抜いてしまい、重大な人身事故の恐れがある。	・当該室又は劣化箇所を立入禁止とする。	
		□	・汚損が広範囲にある。			
	内部壁  	□	・広範囲に仕上材の欠損、剥離、浮き等がある。	・剥落した仕上材等が、施設利用者に落下し、重大な人身事故の恐れがある。	・当該室又は当該壁面周囲を立入禁止とする。	
		□	・汚損が広範囲にある。			
	内部天井  	□	・部分的に仕上材の欠損、剥離、浮き等がある。	・剥落した天井材が施設利用者の頭上に落下し、重大な人身事故の恐れがある。	・当該室又は汚損等がある箇所の直下を立入禁止とする。	
		□	・汚損が広範囲にある。			
	内部建具  	□	・全体的に腐食、損壊又は開閉不良がある。	・内部建具が倒れ、施設利用者が下敷きとなり、重大な人身事故の恐れがある。 ・火災時に扉が閉鎖せず、火災に巻き込まれ、重大な人身事故の恐れがある。	・内部建具を使用禁止にするとともに、周囲を立入禁止とする。	建築基準法第12条第4項点検（防火扉に限る）
		□	・広範囲に変形、施錠・解錠の不具合、腐食、き裂、著しいがたつき、異音、金物の変形又は腐食等がある。			建築基準法第12条第4項点検（防火扉に限る）
		□	・汚損が広範囲にある。			

建物	内部その他	懸垂物等  	□	・懸垂物等の広範囲に損傷、変形又はぐらつきがある。	・懸垂物が施設利用者の頭上に落下し、重大な人身事故の恐れがある。	・当該室又は懸垂物等の直下の周囲を立入禁止とする。	建築基準法第12条第2項点検
			□	・懸垂物等の部分的に腐食又は汚損がある。			建築基準法第12条第2項点検
		舞台装置等  	□	・舞台装置等が動作しないなどの著しい動作不良がある。 ・全面的な腐食又は損傷がある。	・舞台装置等が施設利用者の頭上に落下し、重大な人身事故の恐れがある。	・当該室又は舞台装置等の直下の周囲を立入禁止とする。	
			□	・舞台装置等の動作に支障がある。 ・広範囲に腐食又は損傷がある。			
			□	・舞台装置等の部分的に腐食又は損傷がある。			
電気設備		電灯・動力設備①　（照明・コンセント等）  	□	・器具類、支持金物等の広範囲に損傷、変形又は腐食がある。	・器具類や支持金物等が施設利用者の頭上に落下し、重大な人身事故の恐れがある。 ・機器の劣化により漏電し、感電や火災の恐れがある。	・当該室又は照明直下の周囲を立入禁止とする。 ・劣化しているコンセントの使用を停止する。	
		電灯・動力設備②　（分電盤・配線等）  	□	・盤類又は配電線路の広範囲にき裂、損傷、変色、腐食又は変形がある。	・盤類又は配電線路の劣化により、施設が停電する恐れがある。 ・盤類又は配電線路の劣化により漏電し、感電や火災の恐れがある。	・劣化している分電盤のブレーカを落とし、該当分電盤により電源供給している室を使用禁止とする。 ・劣化している配線等により電源供給を行っている室を使用禁止とする。	
		通信・情報設備　（時計・放送・テレビ設備・監視カメラ等）  	□	・時計、放送、テレビ設備・監視カメラ等の広範囲にぐらつき、傾き、腐食、汚損がある。	・高所に設置されている機器（時計、アンテナ等）の落下や転倒により、重大な人身事故の恐れがある。	・高所に設置されている機器が落下又は転倒する恐れのある範囲を立入禁止とする。	

電気設備	警報設備 （防災）  	□	・警報設備の広範囲にき裂、損傷、変色、腐食又は変形がある。	・火災時に防火扉や消火設備が作動せず、火災に巻き込まれ、重大な人身事故の恐れがある。	・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する。	消防法第17条の3の3点検
		□	・警報設備の部分的に作動不良がある。	・火災時に作動せず、逃げ遅れる恐れがある。	・警報設備の作動しない部屋を使用禁止とする。	消防法第17条の3の3点検
機械設備	空調・換気機器 （機械室機器・天井カセット・室外機・ファン等） 損傷  	□	・空調・換気機器類の部分的に損傷、変形又はき裂がある。	・空調できないことにより、熱中症を発症する恐れがある。	・熱中症の恐れがある高温時は、当該室を使用禁止とする。	
		□	・空調・換気機器類の部分的に異音、異臭、異常騒音又は作動不良がある。	・換気できないことにより一酸化炭素中毒が発生し、重大な人身事故の恐れがある	・調理器具等の火器を使用禁止とする。	
	空調・換気吹出口・ダクト等 （吹出口・ダクト・配管等）  	□	・吹出口、ダクト又は配管の部分的に損傷、変形又はき裂がある。	・空調できないことにより、熱中症を発症する恐れがある。	・熱中症の恐れがある高温時は、当該室を使用禁止とする。	
		□	・吹出口、ダクト又は配管の部分的に異音又は異常騒音がある。	・換気できないことにより一酸化炭素中毒が発生し、重大な人身事故の恐れがある。	・調理器具等の火器を使用禁止とする。	
	損傷 衛生器具 （便器・水栓等） 漏水   ※温水洗浄便座や自動水栓等の電気を使用しているものに限る。	□	・便器、洗面器、水栓等の部分的にき裂その他の損傷がある。	・温水洗浄便座や自動水栓等に損傷があるまま使用を続けると漏電が発生し、感電や火災といった重大な人身事故の恐れがある。	・温水洗浄便座や自動水栓等を使用禁止とし、電源を遮断する。	建築基準法第12条第4項点検（給水設備及び排水設備）
		□	・便器、洗面器、水栓等の部分的に作動不良がある。			
	給水・排水機器 （水槽・ポンプ等）  	□	・水槽、ポンプ等から異音又は異常振動がある。	・水槽の破損部分及び本体の落下又は転倒により、歩行者が下敷きになる恐れがある。	・水槽が落下又は転倒する恐れのある範囲を立入禁止とする。	建築基準法第12条第4項点検（給水設備及び排水設備）
		□	・水槽、ポンプ等の部分的に損傷、変形、き裂、水漏れ又は作動不良がある。	・ポンプが異常のまま運転を続けると漏電が発生し、感電や火災といった重大な人身事故の恐れがある。	・ポンプの運転を停止して電源を遮断する。	建築基準法第12条第4項点検（給水設備及び排水設備）

機械設備	給湯機器（飲用）（ガス湯沸器・電気温水器等）  	□	・ガス給湯器、電気温水器等からガス臭、異常発熱、異常騒音又は広範囲に作動不良がある。	・給湯機器の不具合によりガス漏れが発生し、火災や爆発の恐れがある。 ・給湯機器の不具合により一酸化炭素中毒が発生し、重大な人身事故の恐れがある。 ・給湯機器の不具合により漏電が発生し、感電や火災といった重大な人身事故の恐れがある。	・給湯機器を使用禁止とし、電源の遮断及びガスの元栓を閉じる。	
		□	・ガス給湯器、電気温水器等の広範囲に損傷、変形又は腐食がある。			
		□	・ガス給湯器、電気温水器等の部分的に作動不良がある。			
	中央給湯設備 （ボイラー・大型給湯器等）  	□	・ボイラー、大型給湯器等からガス臭、異常発熱、異常騒音又は広範囲に作動不良がある。	・給湯設備の不具合によりガス漏れが発生し、火災や爆発の恐れがある。 ・給湯設備の不具合により一酸化炭素中毒が発生し、重大な人身事故の恐れがある。 ・給湯設備の不具合により漏電が発生し、感電や火災といった重大な人身事故の恐れがある。	・給湯設備を使用禁止とし、電源の遮断及びガスの元栓を閉じる。	
		□	・ボイラー、大型給湯器等の広範囲に損傷、変形又は腐食がある。			
		□	・ボイラー、大型給湯器等の部分的に作動不良がある。			
	給水・給湯配管 （配管・バルブ等）  	□	・配管、バルブ等から水漏れがある。 ・全体的に損傷、変形又は腐食がある。	・漏水により劣化した天井材等が施設利用者に落下し、重大な人身事故の恐れがある。 ・漏水により、給水・給湯配管の直下にある電気設備や空調機器が故障し、感電や火災、熱中症の発症の恐れがある。 ・給湯配管から熱湯が吹き出し、火傷の恐れがある。	・当該室又は漏水痕直下の周囲を立入禁止とする。 ・漏水のある給水・給湯配管が接続された設備機器を使用禁止とし、バルブを閉じる。 ・故障した設備に電気を供給しているブレーカーを落とす。 ・熱中症の恐れがある高温時は、当該室を使用禁止とする。	建築基準法第12条第4項点検（給水設備及び排水設備）
		□	・配管、バルブ等の広範囲に損傷、変形又は腐食がある。			建築基準法第12条第4項点検（給水設備及び排水設備）
		□	・配管、バルブ等の部分的に異音、異常騒音又は作動不良がある。			
	排水配管 （配管等）  	□	・配管等から水漏れがある。 ・全体的に損傷、変形又は腐食がある。	・漏水により劣化した天井材等が施設利用者に落下し、重大な人身事故の恐れがある。 ・漏水により、排水配管の直下にある電気設備や空調機器が故障し、感電や火災、熱中症の発症の恐れがある。	・当該室又は漏水痕直下の周囲を立入禁止とする。 ・漏水のある排水配管が接続された設備機器を使用禁止とする。 ・故障した設備に電気を供給しているブレーカーを落とす。 ・熱中症の恐れがある高温時は、当該室を使用禁止とする。	建築基準法第12条第4項点検（給水設備及び排水設備）
		□	・配管等の広範囲に損傷、変形又は腐食がある。			建築基準法第12条第4項点検（給水設備及び排水設備）

機械設備	ガス設備 （ガス配管・バルブ・供給設備等）  	□	・配管、バルブ等から異臭がある。 ・全体的に損傷、変形又は腐食がある。	・ガス漏れが発生し、火災や爆発の恐れがある。	・ガス設備を使用禁止とし、メーターガス栓を閉じる。	・ガス事業法61条に基づくガス設備調査 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第27条点検
		□	・配管、バルブ等の広範囲に損傷、変形又は腐食がある。			・ガス事業法61条に基づくガス設備調査 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第27条点検
		□	・配管、バルブ等の部分的に異音、異常騒音又は作動不良がある。			
昇降設備	乗用エレベーター・非常用エレベーター・小荷物昇降機   	□	・昇降機の安全な運行に支障がある。	・ロープの切断により、エレベーターかごが落下し、重大な人身事故の恐れがある。 ・制御装置が正常に動作せず、施設利用者が扉に挟まれ、重大な人身事故の恐れがある。 ・巻上機のブレーキが動作せず、エレベーターかごが躯体に衝突し、重大な人身事故の恐れがある。	・当該エレベーターの使用を停止する。	建築基準法第12条第4項点検
		□	・昇降機本体又は機器類の部分的に損傷、変形、腐食又は汚損がある。			建築基準法第12条第4項点検
その他各種設備	受変電設備  	□	・受変電設備から異音又は異臭がある。 ・作動不良がある。	・受変電設備の劣化により、施設が停電する恐れがある。 ・受変電設備の劣化により漏電し、感電や火災の恐れがある。 ・周囲の施設も停電する可能性がある。	・電気主任技術者の指示に従い、受変電設備の使用を停止し、施設の運用を停止する。	電気事業法第42条点検
		□	・受変電設備の部分的に損傷、変形又は腐食がある。			電気事業法第42条点検
	避雷設備   	□	・避雷針支柱等の部分的に腐食又は損傷がある。	・避雷針の落下により歩行者が下敷きとなり、重大な人身事故の恐れがある。	・避雷針が落下する恐れのある範囲を立入禁止とする。	建築基準法第12条第2項点検

その他各種設備	駐車場管制装置（車路管制装置）  	□	・管制装置に作動不良がある。	・駐車場管制装置が正常に動作しないことにより、駐車場内で交通事故が発生する恐れがある。	・駐車場の使用を停止する。 ・警備員を配置し、交通誘導を行う。	
		□	・管制装置の広範囲に変形、破損、腐食又は緩みがある。			
	太陽光発電設備  	□	・発電設備に作動不良がある。	・太陽光パネルの飛散、落下により歩行者が下敷きになる恐れがある。 ・破損した太陽光発電設備に触れると感電する恐れがある。	・太陽光パネルが落下する恐れのある範囲を立入禁止とする。 ・太陽光パネル周囲を立入禁止とする。	電気事業法第42条点検 電気事業法第57条点検
		□	・発電設備の広範囲に損傷、変形又は腐食がある。			電気事業法第42条点検 電気事業法第57条点検
	非常用照明設備  	□	・照明器具の部分的に点灯不良がある。	・発災時に避難に時間がかかり、逃げ遅れる恐れがある。	・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する。 ・懐中電灯を各部屋などに設置しておく。	建築基準法第12条第4項点検
		□	・照明器具の部分的に損傷、変形又は腐食がある。			建築基準法第12条第4項点検
	誘導灯設備  	□	・誘導灯の部分的に点灯不良がある。	・発災時に避難に時間がかかり、逃げ遅れる恐れがある。	・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する。 ・懐中電灯を各部屋などに設置しておく。	消防法第17条の3の3点検
		□	・誘導灯の部分的に損傷、変形又は腐食がある。			消防法第17条の3の3点検
	自家発電設備  	□	・発電設備が正常に起動しない。	・発災時に消火ポンプや非常用エレベータが使用できないことにより、消火活動や救助活動を行えなくなる恐れがある。	・初期消火を迅速に行えるよう各部屋等に消火器を設置する。	・建築基準法第12条第4項点検 ・電気事業法第42条点検 ・消防法第17条の3の3点検
		□	・発電設備の部分的に損傷、変形又は腐食がある。			・建築基準法第12条第4項点検 ・電気事業法第42条点検 ・消防法第17条の3の3点検

その他各種設備	蓄電池設備（直流電源装置）  	□	・蓄電池設備に作動不良又は液漏れがある。	・蓄電池設備の劣化により漏電し、感電や火災の恐れがある。	・蓄電池設備の使用を停止する。	・建築基準法第12条第4項点検 ・電気事業法第42条点検 ・消防法第17条の3の3点検
		□	・蓄電池設備の部分的に損傷又は腐食がある。			・建築基準法第12条第4項点検 ・電気事業法第42条点検 ・消防法第17条の3の3点検
	交流無停電電源装置（CVCF） 	□	・電源装置に作動不良がある。	・交流無停電電源装置の劣化により漏電し、感電や火災の恐れがある。	・交流無停電電源装置の使用を停止する。	電気事業法第42条点検
		□	・電源装置の部分的に損傷、変形又は腐食がある。			電気事業法第42条点検
	非常警報装置・個別ガス漏れ警報装置  	□	・警報装置の部分的に作動不良がある。	・火災時やガス漏れ時に発報せず、逃げ遅れる恐れがある。	・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する。 ・警報設備の作動しない部屋を使用禁止とする。	消防法第17条の3の3点検
		□	・警報装置の部分的に損傷、変形、腐食又は汚損がある。			消防法第17条の3の3点検
	排煙設備  	□	・排煙設備に作動不良がある。	・火災時に排煙できず、煙に巻き込まれ、重大な人身事故の恐れがある。 ・火災時に排煙できず、一酸化炭素中毒による重大な人身事故の恐れがある。	・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する。 ・居室の使用時は、窓を開け換気を行う。	建築基準法第12条第4項点検（排煙設備）
		□	・排煙設備の部分的に損傷、変形又は腐食がある。			建築基準法第12条第4項点検（排煙設備）
	屋内消火栓設備  	□	・屋内消火栓設備に作動不良がある。	・火災時に使用できないことにより、火災に巻き込まれ、重大な人身事故の恐れがある。	・初期消火を迅速に行えるよう各部屋等に消火器を設置する。 ・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する。	消防法第17条の3の3点検
		□	・消火栓箱の部分的に損傷、変形又は腐食がある。			消防法第17条の3の3点検

その他各種設備	連結送水管 	□	・連結送水管に作動不良がある。	・火災時に使用できないことにより、火災に巻き込まれ、重大な人身事故の恐れがある。	・初期消火を迅速に行えるよう各部屋等に消火器を設置する。 ・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する。	消防法第17条の3の3点検
		□	・送水口、放水口、放水用器具格納箱等の部分的に損傷、変形又は腐食がある。			消防法第17条の3の3点検
	連結散水設備 	□	・連結散水設備に作動不良がある。	・火災時に使用できないことにより、火災に巻き込まれ、重大な人身事故の恐れがある。	・初期消火を迅速に行えるよう各部屋等に消火器を設置する。 ・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する。	消防法第17条の3の3点検
		□	・散水ヘッド、配管・弁類、送水口等の部分的に損傷、変形又は腐食がある。			消防法第17条の3の3点検
	スプリンクラー設備（地上階及び地下階）  	□	・スプリンクラー設備に作動不良がある。	・火災時に使用できないことにより、火災に巻き込まれ、重大な人身事故の恐れがある。	・初期消火を迅速に行えるよう各部屋等に消火器を設置する。 ・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する。	消防法第17条の3の3点検
		□	・スプリンクラー設備の部分的に損傷、変形又は腐食がある。			消防法第17条の3の3点検
	泡消火設備（屋内駐車場）  	□	・泡消火設備に作動不良がある。	・火災時に使用できないことにより、火災に巻き込まれ、重大な人身事故の恐れがある。	・初期消火を迅速に行えるよう各部屋等に消火器を設置する。 ・迅速に避難できるよう各部屋等に避難経路図を掲示する。	消防法第17条の3の3点検
		□	・泡消火設備の部分的に損傷、変形又は腐食がある。			消防法第17条の3の3点検

【備考：劣化状況の判定基準】
劣化状況において記載されている「部分的」、「広範囲」及び「全体的」の目安は、以下のとおりとします。
・部分的：各部位における不具合又は劣化事象の割合が、全体の面積、台数等の15%～30%程度のもの
・広範囲：各部位における不具合又は劣化事象の割合が、全体の面積、台数等の30%～70%程度のもの
・全体的：各部位における不具合又は劣化事象の割合が、全体の面積、台数等の70%程度以上のもの